

一般会計 繰出金等の状況

資料 4 - 1

(単位:千円)

名称	決算額										説明	基準等	今後の課題
	H21	H22 前年対比		H23 前年対比		H24 前年対比		H25 前年対比					
国民健康保険事業会計	保険基盤安定繰出金	200,364	214,328	7.0%	222,724	3.9%	241,280	8.3%	225,266	▲ 6.6%	国民健康保険法第72条の3第1項及び附則第24条第1項に基づき、国民健康保険特別会計に繰り入れなければならない額。 ①保険料軽減分 保険料基盤安定制度に係る繰出し(保険料軽減分に限る。)の対象経費から都道府県負担金を減じた額。 ②保険者支援分 保険料基盤安定制度に係る繰出し(保険者支援分に限る。)の対象経費から国庫負担金及び都道府県負担金の合計額を減じた額。	国民健康保険被保険者の税負担の緩和と国民健康保険財政の健全化のため、今後も適正に繰出しする。	
	物件費繰出金	50,238	47,660	▲ 5.1%	47,547	▲ 0.2%	46,260	▲ 2.7%	48,191	4.2%	賃金・委託料・旅費(職員普通旅費)・需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)・役務費(通信運搬料、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料)・使用料、手数料(電子計算機使用料、会議場使用料)・備品購入費(国からの通知による。)	総務省自治財政局調整課通知に示された、国民健康保険事業特別会計へ繰出すための経費(国民健康保険事務費[物件費])を今後も適正に繰出しする。	
	出産育児一時金繰出金	15,623	17,555	12.4%	16,917	▲ 3.6%	14,498	▲ 14.3%	15,077	4.0%	出産育児一時金の支給基準額(42万円)の3分の2に相当する額。ただし胎週数22週に達しない場合は39万円の3分の2に相当する額(国からの通知による。)	出産に直接要する費用等の経済的負担を軽減するため、今後も適正に繰出しする。	
	財政安定化支援事業繰出金	24,301	22,021	▲ 9.4%	23,350	6.0%	23,745	1.7%	23,030	▲ 3.0%	国民健康保険財政の健全化、保険料負担の平準化のために要する経費 (保険料負担能力補てん基礎額×保険料軽減世帯割合による補正)+(病床数が多いことによる給付費の増この一定割合)+(年齢構成差による給付費の増この一定割合)	国民健康保険被保険者の税負担の緩和と国民健康保険財政の健全化のため、今後も適正に繰出しする。	
	職員給与と費等繰出金	117,840	120,756	2.5%	122,713	1.6%	120,687	▲ 1.7%	115,601	▲ 4.2%	職員の給与費 報酬・給料・職員手当等・共済費(国からの通知による。)	総務省自治財政局調整課通知に示された、国民健康保険事業特別会計へ繰出すための経費(国民健康保険事務費[職員給与等])を今後も適正に繰出しする。	
	その他繰出金	-	-		100,000		-		-		給付費の補填費 H23年決算見込みでの財源不足を補うため、基準外として一般会計から繰出したが、実際の決算では黒字を確保できた。	今後も健全な財政運営に努める。	
	小計	408,366	422,320	3.4%	533,251	26.3%	446,470	▲ 16.3%	427,165	▲ 4.3%			
後期高齢者医療事業会計	療養給付費負担金	358,833	363,804	1.4%	404,376	11.2%	398,727	▲ 1.4%	429,645	7.8%	後期高齢者医療の医療給付に係る県内市町村の負担金 保険料率算定時に推計した当該年度の県全体の療養給付費見込額を予算編成時に得られる直近一年間分の給付実績に基づき算出した按分率を乗じ、各市町村に係る療養給付費を広域連合において算出、そのうちの1/12を市が負担(高齢者の医療の確保に関する法律=高確法第98条)	高確法に規定されている負担金であるため今後も同様に負担する。	
	広域連合事務費負担金	20,604	21,832	6.0%	16,717	▲ 23.4%	16,979	1.6%	16,843	▲ 0.8%	広域連合予算のうち医療給付に要する経費、保険料その他の納付金を除く経費全体を、均等割10%、人口割40%、後期高齢者人口割50%の割合で配分し、それぞれを各市町村へ按分する。なお、人口割、後期高齢者人口割の基となる人口は前年度の3月31日現在(後期高齢者人口割については75歳以上)の住民基本台帳に基づく人口による。	千葉県広域連合規約に規定されている負担金であるため今後も同様に負担する。	
	事務費負担金	8,911	8,223	▲ 7.7%	7,521	▲ 8.5%	6,185	▲ 17.8%	4,303	▲ 30.4%	賃金・委託料・旅費(職員普通旅費)・需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)・役務費(通信運搬料、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料)・使用料、手数料(電子計算機使用料、会議場使用料)・備品購入費(国から示された後期高齢者医療制度における会計処理等についての通知による。)	制度開始前に厚生労働省より示された一般会計から後期高齢者会計へ繰出すための経費であり今後も適正に繰出しする。	
	職員給与と費等繰出金	25,879	25,199	▲ 2.6%	21,758	▲ 13.7%	24,490	12.6%	22,204	▲ 9.3%	報酬・給料・職員手当等・共済費(国から示された後期高齢者医療制度における会計処理等についての通知による。)	制度開始前に厚生労働省より示された一般会計から後期高齢者会計へ繰出すための経費であり今後も適正に繰出しする。	
	保険基盤安定繰出金	93,414	96,167	2.9%	99,841	3.8%	103,763	3.9%	104,168	0.4%	当該年度の賦課期日において10月20日までの間に低所得者への保険料の軽減該当となった者の保険料軽減分のうち3/4を県、1/4を市が負担する。(高確法第99条)	高確法に規定されている負担金であるため今後も同様に負担する。	
	小計	507,641	515,225	1.5%	550,213	6.8%	550,144	▲ 0.0%	577,163	4.9%			
(介護保険事業勘定)	事務費繰出金	51,664	53,170	2.9%	54,549	2.6%	59,407	8.9%	61,032	2.7%	介護保険法第129条第3項の規定により、保険料は事務費及び人件費に充当できないことから、介護保険特別会計に繰り出さなければならない。	制度の趣旨に則り、今後も適正に繰出しをする。	
	給付費繰出金	377,704	391,601	3.7%	413,996	5.7%	442,626	6.9%	475,772	7.5%	標準給付費12.5%の市負担部分に係る経費 介護保険法第124条第1項及び第2項の規定により、介護保険特別会計に繰り入れなければならない額。 介護給付及び予防給付に要する費用額の12.5%に相当する額。	実施体制を整え、介護給付適正化事業や介護予防事業に取り組み、介護給付費の増加を抑制する必要がある。	
	職員給与と費等繰出金	68,787	65,569	▲ 4.7%	64,231	▲ 2.0%	57,872	▲ 9.9%	61,008	5.4%	介護保険法第129条第3項の規定により、保険料は事務費及び人件費に充当できないことから、介護保険特別会計に繰り出さなければならない。	制度の趣旨に則り、今後も適正に繰出しをする。	
	地域支援事業費繰出金(介護予防事業)	1,293	▲ 100.0%	1,111		1,082	▲ 2.6%	800	▲ 26.1%	要介護状態、要支援状態となることの予防を目的とした事業に係る経費 介護保険法第124条第3項の規定により、介護保険特別会計に繰り入れなければならない額。 介護予防等事業費用額の12.5%に相当する額。	高齢の在宅での生活を支援するため、また、介護給付費抑制のため、積極的に事業を展開する必要がある。		
	地域支援事業費繰出金(包括的支援事業・任意事業)	4,377	5,024	14.8%	4,905	▲ 2.4%	4,296	▲ 12.4%	3,993	▲ 7.1%	要介護状態等となることを予防するため、介護予防ケアマネジメント業務等の経費 介護保険法第124条第4項の規定により、介護保険特別会計に繰り入れなければならない額。 特定地域支援事業支援額の25%に相当する額=包括的支援事業・任意事業費の19.75%に相当する額。	高齢の在宅での生活を支援するため、また、介護給付費抑制のため、積極的に事業を展開する必要がある。	
	(仮称)保険基盤安定繰出金										公費による低所得者に対する保険料軽減分の経費 介護保険法第124条の2の規定により、介護保険特別会計に繰り出さなければならない。保険料を減額した額の総額。財源として、国(1/2)、県(1/4)の負担がある。	H27年4月1日施行介護保険法の一部改正により追加されるものであり、低所得者対策として適正に計上する。	
	小計	503,825	515,364	2.3%	538,792	4.5%	565,283	4.9%	602,605	6.6%			

名称	決算額										説明	基準等	今後の課題
	H21	H22 前年対比		H23 前年対比		H24 前年対比		H25 前年対比					
下水道事業	君津富津広域下水道組合負担金(起債償還費分)	386,729	326,474	▲ 15.6%	377,839	15.7%	366,999	▲ 2.9%	348,998	▲ 4.9%	建設事業費に係る起債償還費 君津富津広域下水道組合規約による負担金 ・負担金390,000千円のうち地方公営企業繰出基準による基準内のものは、195,479千円、基準外は、194,521千円。 雨水処理に要する経費 水質規制費 合流式下水道に係る経費 不明水処理費 臨時財政特例債償還に係る経費	・人口減少に伴う事業区域の見直し ・君津市との負担割合の適正化 供用開始人口(H25年3末) 君津市47,512⇔富津市 6,401人 (88.1%⇔11.9%) 全体計画汚水量比 君津市28,780t⇔富津市18,080t (61.4%⇔38.6%) ・組合の経営改革による基準外繰出しの見直し ・都市計画税賦課の検討	
	君津富津広域下水道組合負担金(管理経費分)	38,054	39,038	2.6%	8,576	▲ 78.0%	35,782	317.2%	19,375	▲ 45.9%			
	君津富津広域下水道組合負担金(建設事業費分)	15,217	4,488	▲ 70.5%	13,585	202.7%	14,219	4.7%	21,627	52.1%			
	小計	440,000	370,000	▲ 15.9%	400,000	8.1%	417,000	4.3%	390,000	▲ 6.5%			
上水道事業	君津広域水道企業団負担金	1,883	1,538	▲ 18.3%	1,258	▲ 18.2%	987	▲ 21.5%	689	▲ 30.2%	地方公営企業法第17条の3、同第18条 上記法律を踏まえて毎年度総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」に基づいて算出 企業団規約第10条(経費の支弁の方法)第2項 ・負担金、出資金及び借入金構成団体の負担割合は、企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例に規定する1日最大供給量の分賦基本水量又は給水量を基準とし、企業長が企業団議会の議決を経て定めるとされている。 ・現在は、平成13年11月に議決された負担割合 なお、負担割合は、創設事業分、第1次拡張事業分、第1次拡張変更事業分毎に千葉県、君津地域4市の割合が設定してある。 ・負担金は事業会計予算第3条に規定する収益的収支に相当する部分で、出資金は予算第4条の資本的収支に相当する部分に区分 補助金は、昭和51年から支出し、※上水道の高料金対策に要する経費として水道企業会計の営業費用の総係費の職員給与費に充当している。(水道料金の県内水準は37市中25番目) しかしながら、職員は、昭和58年の53人をピークとして現在23人に減少し、補助金を支出する理由が乏しくなっている。 ※繰出基準の「上水道の高料金対策に要する経費」には資本費が基準以下の為該当せず。≪普通交付税に算入されていない≫ 消防法第20条第1項の規定に基づく「消防水利の設置基準」(昭和39年消防庁告示7号)、水道法24条、消防組織法第8条 消防の費用負担者である市町村に消防のために要した水道施設(消火栓)の維持管理に要する費用負担を規定したもの。 根拠法令については消火栓維持管理負担金と同様。 水道部が計画する上水道延伸に伴う消防水利必要箇所への消火栓設置を目的とした新設工事経費及び水道管改良工事区間の消火栓機能回復を目的とした改良工事経費。 消火栓1基当たりの経費＝工事費×消費税×事務的経費(6%)	現在、水道企業団の経営は安定しているが、原水水質対策としての浄水処理費用は多額で、施設老朽化に伴う大規模修繕や耐震化等を行う必要があるが、事業資金の確保が課題である。また、4市水道事業の広域化の方針が決定され、現在、関係団体と広域化に向けて検討中である。 同左の趣旨等によって補助してきたが、本経費が繰出し基準外であること及び一般会計の財政状況から補助金の廃止を検討する。 今後も適正に負担する。 市の消防水利充足率は83%(全国平均73%)であることから、当面は機能が低下した消火栓改良事業を優先させる。 市制以前の消火栓が多数あり水道管老朽による改良工事と比例し実施件数が増加する見込み。	
	君津広域水道企業団出資金	23,428	15,528	▲ 33.7%	14,992	▲ 3.5%	13,864	▲ 7.5%	10,295	▲ 25.7%			
	上水道事業会計補助金	40,000	40,000	0.0%	40,000	0.0%	40,000	0.0%	40,000	0.0%			
	消火栓維持管理負担金	5,000	5,000	0.0%	5,000	0.0%	5,000	0.0%	5,000	0.0%			
	消火栓新設負担金	2,609	1,278	▲ 51.0%	1,297	1.5%	576	▲ 55.6%	527	▲ 8.5%			
	消火栓改良負担金	1,980	2,737	38.2%	5,574	103.7%	5,248	▲ 5.8%	3,029	▲ 42.3%			
	小計	74,999	66,547	▲ 11.3%	68,512	3.0%	65,958	▲ 3.7%	59,792	▲ 9.3%			
	病院事業	君津中央病院企業団負担金	62,198	54,817	▲ 11.9%	51,696	▲ 5.7%	49,275	▲ 4.7%	186,103			▲ 6.9%
君津中央病院企業団負担金		186,524	173,751	▲ 6.8%	191,592	10.3%	150,666	▲ 21.4%					
君津中央病院企業団負担金		23,214	22,849	▲ 1.6%	23,207	1.6%	23,649	1.9%	28,475	20.4%			
小計		271,936	251,417	▲ 7.5%	266,495	6.0%	223,590	▲ 16.1%	214,578	▲ 4.0%			
合計	2,206,767	2,140,873	▲ 3.0%	2,357,263	10.1%	2,268,445	▲ 3.8%	2,271,303	0.1%				